

評価主体の変更

法改正に伴い、法人の業務実績を評価する主体が、評価委員会から知事に変更



評価に関する規程の変更

- 高齢者医療・研究分科会が決定した「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務実績評価方針及び評価方法」を廃止
- 新たに、知事が「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの評価に関する基準」を策定